

随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和8年1月27日

旭川市長 今津 寛介
(公印省略)

1 公募する趣旨

本契約については、小児慢性特定疾病児童等並びにその家族を対象に、適切な療養の確保や福祉の向上、自立促進などを目的としており、履行にあたっては疾病や治療に関する専門的知識と相談支援技術を有している必要があることから、社会福祉法人 北海道療育園（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

2 契約概要

- (1) 件名 旭川市小児慢性特定疾病相談室運営業務
- (2) 契約内容 旭川市小児慢性特定疾病相談室運営業務仕様書のとおりとする。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ア 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動又は公益法人であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 参加意思確認書提出の日において、法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
 - ア 慢性疾病を抱える児童とその家族の療養生活について十分に理解し、疾病の特性及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令並びに各種医療福祉サービスの知識をもって対象者に必要な情報を提供できること。

イ 対象児童の成長発達と自立支援のため、医療・福祉・教育の連携をコーディネートする十分な技術力を要すること。

ウ 慢性疾患児童等に対する相談支援業務について、3年以上の経験を有していること。

(3) 設置場所・システム等に関する要件

ア 執務の場所について、旭川市小児慢性特定疾病相談室として旭川市障害者福祉センター（旭川市宮前1条3丁目3番7号）1階に設置すること。

イ 相談支援業務に必要な情報機器及び訪問等の移動に要する車両を用意できること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を適切、公正かつ中立に実施することができる法人であること。

(5) 履行執行体制に関する要件

旭川市小児慢性特定疾病相談室運営業務仕様書に示す「小児慢性特定疾病児童等自立支援員」として業務を履行できる職員が応募時に確保されており、履行開始日までに配置することができること。

また、履行開始日までの期間においては、業務の引き継ぎ及び各業務の習得を行うこととし、その費用については応募者の負担とする。

(6) その他必要と認める要件

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の継続性を重視する観点から、法人が安定した経営状況を維持していること。

4 手続等

(1) 担当部局

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階 子育て支援部子育て助成課
電話 0166-25-6446 FAX 0166-26-5722

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年1月27日（火）から令和8年2月17日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで(1)の場所又はホームページで交付する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年2月17日（火）午後5時までに(1)の場所に持参すること。

5 その他

詳細は公募説明書による。